

論文要旨

学位論文題目：戦後夜間中学校に関する歴史的研究—学齡超過者の権利保障の問題を中心に—

大多和雅絵

夜間中学校はその始まりにおいては学齡生徒を対象として開設されたが、1970年代にはその教育対象を義務教育未修了の学齡超過者へと移行し、学齡超過者を対象とする教育機関へと変容した。夜間中学校における質的変容は教育対象者を学齡超過者へと限定した点にあると考えられる。本研究は、夜間中学校がいかなるものとして成立しているのか、その歴史的経緯と存立のメカニズムを解明することを通し、学齡超過者の教育を受ける権利の保障の問題を考察した。そして、夜間中学校の存在から義務教育制度の問題に踏み込むことを目指した。

本研究は、法制度的特質と夜間中学校の存立を支える教育現場の動きの二つの視点から考察した。第1部においては、夜間中学校成立初期の1950年代から学校数、生徒数が安定する80年代にかけての夜間中学校の法制度的位置づけをめぐる動きを検討した。夜間中学校が法制度的矛盾を抱えながらも、学齡超過者を対象とする教育機関へと移行し存続する様相を捉えた。第2部においては、夜間中学校における教育対象が学齡超過者へと移行した1970年代以降の教育現場の動きを、川崎市における夜間中学校の開設過程、また東京都夜間中学校における日本語学級の開設過程に焦点をあて、事例研究により明らかにした。1部、2部を通して、学校現場のみならず、文部省や自治体を含めた行政側の動きにも着目し、相互の動きから考察した。そして、これら二つの視点を設定することで、つぎのことを可能とした。

第一に、夜間中学校を戦後公教育制度のなかで、法制度上の制約を受けながらも存続し続けるひとつの教育機関として、その存在を歴史的研究としての視点により位置づけたことである。これまでの研究では、夜間中学校が公教育から“もれ出でた”人々を包摂するという教育的機能に着目した研究はなされているが、夜間中学校がいかに存立しているのか、その歴史的経緯と存立のメカニズムについて着目し、明らかにした研究は管見の限りなされていない。

第二に、夜間中学校の存立に関し、学校内部や運動側の動きのみならず、政府や自治体行政側の動きを含め相互の動きから明らかにしたことである。これまでの研究では、夜間中学校内部の現象に軸足が置かれており、政府や自治体側の動きにはそれほど焦点は当てられてこなかった。本研究においては、夜間中学校をめぐって様々な葛藤を抱える政府および自治体の諸相を具体的に明らかにすることで、公教育の縁辺領域のひとつの動きを捉えることを可能とした。

本研究が公教育制度との関係のなかで夜間中学校における学齡超過者を対象とすることで、夜間中学校研究において提示することができた新たな知見はつぎの三点である。

第一に、夜間中学校における法制度的根拠のあいまいさである。これまでの研究では、夜間中学

校は法制度化されているわけではなく、二部授業（学校教育法施行令第 25 条第 5 項）として位置づけられていることについては触れられてはきたが、その根拠の不明確さを明らかにする研究はなされていない。夜間中学校は事実上その存在が、あたかも明確な法的根拠があるように容認されているが、現実問題としては、法制度的根拠のあいまいさは開設初期から継続したままである。本研究を通して、義務教育機関でありながらも不明確な位置づけのもとで、政府はその存続を時代状況に応じて便宜的に扱い、さらにその開設と存続が自治体の意向や市民運動に左右されながら恣意的に扱われてきた夜間中学校の姿が浮き彫りとなった。

第二に、夜間中学校が存続することで、むしろ隠される公教育の問題があるという二面性である。夜間中学校が教育対象を学齢超過者へと移行したことで、教育を受ける権利を「学齢」とする年齢で制限していることの矛盾が隠されてしまったことが見えてきた。本来であれば、学齢超過者への教育機会の保障をいかにすべきか、どこですべきか等については、正面から構想され設計されるべき問題であったはずである。夜間中学校が便宜的に利用されたことで、こういった問題が見えにくくなっていると考えられる。

第三に、公教育における法制度的矛盾である。学齢超過者の存在というのは「国民」でありながらも、いわば、憲法や教育基本法の規定からも“もれ出でた”人々がいることを表している。近年は、こうした法制度から“もれ出でる”人々の存在というのは、特に定住外国人の子どもの不就学の問題から論じられることが多い。しかし、本研究を通して、このような、公教育における法制度的矛盾が「国民」にも及んでいることを夜間中学校における学齢超過者の教育を受ける権利の保障の問題を分析することにより描き出した。